

平成28年1月より マイナンバー制度が始まります ⑧

たかはし労務コンサルタント事務所 所長 高橋 真悟
社会保険労務士

皆さんがこの記事を読まれる頃には、マイナンバーの番号通知カードを受け取っているかもしれません。マイナンバーの運用開始はもうすぐです。準備はできているでしょうか。

今回はマイナンバーを漏えいした際の対応についてみていきましょう。

まず、マイナンバーを含む情報漏えいと聞くと不正アクセスを思い浮かべる方もいるかもしれませんが、情報漏えいの件数は不正アクセスよりも誤操作などの人的要因によるものが大半であることを忘れてはいけません。メールやFAXの誤送信は代表的な情報漏えい事故といえるでしょう。

では、万が一事故が発生してしまった場合はどのように対応すればよいのでしょうか。今回は全体的な流れをみて、詳細は次回以降にとりあげていくことにしましょう。

まず、やらなければいけないことは被害拡大の防止です。先ほど例を挙げたメールやFAXを用いた事故の場合、被害が拡大する可能性は低いと思われませんが、不正アクセスの場合は早急に対応しなければいけません。情報を流出させている端末をネットワークから切り離すだけでなく、他の端末もウイルス感染等の疑いを考慮して、問題が解決するまでインターネットへの接続そのものも停止するべきでしょう。

事故が発生した場合は担当者レベルではなく会社全体の問題として対処する必要があります。そのためは事故発生時の連絡体制を明確にしておく必要があります。

対して状況説明を行います。対象者の特定や状況を説明するためには事実関係がわからなければなりません。普段から取り扱った記録を残しておくことが重要です。IT機器を利用している場合は「ログ」(※注)を確認することで追跡できるかもしれません。機器に情報を登録する以前や、取り出した以降はログには反映されません。IT機器でカバーできない部分は手書きの管理簿等で記録を残しておくことが必要になります。

再発防止も重要な取り組みです。なぜ事故が発生したのかを分析し、同様の問題が発生しないようにしなければなりません。人間が扱う以上、事故は必ず発生するといっても間違いではないでしょう。間違えることを前提として二重三重の対策を講じていきましょう。

※注「ログ」は機器を利用した際の操作や処理内容を時系列に記録した

日本法令製 マイナンバー 取得・保管セットのご案内

紙ベースで管理を行う中小規模会社におすすりめです。詳しくは、本誌10月号の同封案内、もしくは当協会総合受付(☎052-961-1666)まで。(品切れの場合はご容赦ください)

2016年 番号利用 開始!

社内帳票の日本法令が提案する
マイナンバー取得・保管セット

中小規模会社では紙帳票が便利!!
紙ベースでマイナンバー一注の求める取得・保管・廃棄までが全部とれちゃ!!

お問い合わせ 税理士 税務士 税理士 税務士 税理士 税務士

【従業員用】
定価: 3,200円

【報酬金等支払先 捺印担当の支払簿】
定価: 2,000円

より詳しい情報はこちら <http://mynumber.blog.jp/>